

様式第 6 号 (第 4 条関係) (表面)

(日本産業規格 A 列 4)

障害者雇用状況報告書

令和 年 月 日現在

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第 8 条の規定により、下記のとおりに報告します。

令和 年 月 日 公共職業安定所長 殿

A	(ふりがな) 法人名称	住所 <small>法人にあっては主たる事業所の所在地</small>	〒	—	① 事業の種類	産業分類	② 事業所の数		
	(ふりがな) 氏名又は代表者氏名		(TEL	—				—)
	③ 法人番号								
B	区 分	合 計	C 事業所別の内訳						
	④ 適用事業所番号		—	—	—	—	—		
	⑤ 事業所の名称								
	⑥ 事業所の区分 <small>1 特例子会社に含まれる事業所 2 指定就労継続支援 A 型事業所 3 上記 1 及び 2 以外</small>								
	⑦ 事業所の所在地								
	⑧ 事業の内容								
	⑨ 除外率		%	%	%	%	%		
	⑩ 常用雇用労働者の数								
	(イ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)	人	人	人	人	人	人		
	(ロ) 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人		
	(ハ) 常用雇用労働者の数 [イ+(ロ×0.5)]	人	人	人	人	人	人		
	(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数	人	人	人	人	人	人		
	⑪ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数								
	(ホ) 重度身体障害者の数	人	人	人	人	人	人		
	(ヘ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数	人	人	人	人	人	人		
(ト) 重度身体障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人			
(チ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人			
(リ) 身体障害者の数 [(ホ×2)+ヘ+ト+(チ×0.5)]	人	人	人	人	人	人			
(ス) 重度知的障害者の数	人	人	人	人	人	人			
(セ) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	人	人	人	人	人	人			
(シ) 重度知的障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人			
(ツ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人			
(テ) 知的障害者の数 [(ス×2)+セ+シ+(ツ×0.5)]	人	人	人	人	人	人			
(ニ) 精神障害者の数	人	人	人	人	人	人			
(リ) 精神障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人			
(ル) (リ)のうち裏面 9-2 に該当する者の数	人	人	人	人	人	人			
(ロ) 精神障害者の数 [(ニ)+(リ)-(ル)×0.5]+ル]	人	人	人	人	人	人			
⑫ 計 [(⑪)のイ+⑪)のロ]	人	人	人	人	人	人			
⑬ 実雇用率 (⑫/⑩)×100		%							
⑭ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数 [(⑩)×法定雇用率]-⑫]	人								
D 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数									
視覚障害者 (第 1 号に該当する者)	人	人	人	人	人	人			
聴覚又は平衡機能障害者 (第 2 号に該当する者)	人	人	人	人	人	人			
音声・言語・そしゃく機能障害者 (第 3 号に該当する者)	人	人	人	人	人	人			
肢体不自由者 (第 4 号に該当する者)	人	人	人	人	人	人			
内部障害 (第 5 号に該当する者)	人	人	人	人	人	人			
E 障害者雇用推進者	役職名	氏名	F 記入担当者	所属部課名	氏名				

(記載上の留意事項は、裏面にあります。)

安定所 処理欄

様式第6号 (裏面)

[注意]

- 1 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条、第45条の2又は第45条の3の特例の認定を受けた事業主については、この様式は使用せず、それぞれ様式第6号の2、様式第6号の3又は様式第6号の4を使用すること。
- 2 ①欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば、「ボール盤製造」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 3 ②欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等全ての事業所の合計数を記載すること。
- 4 ⑥欄には、法第44条の特例における子会社に含まれる事業所である場合は「1」を、指定就労継続支援A型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。）の場合は「2」を、それ以外の事業所である場合は「3」を記載すること。
- 5 ⑧欄には、当該事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合においてのみ、当該主たる事業の内容を具体的に記載すること。
- 6 ⑨欄には、⑧欄に記載した事業の種類に係る除外率を記載すること。
- 7 ⑩(イ)欄並びに⑪(ホ)、(ハ)、(ヌ)、(ル)及び(ヨ)欄には、短時間労働者の数を含めないこと。
- 8 ⑩(ニ)欄には、⑩(ハ)欄の数に⑨欄の除外率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を⑩(ハ)欄の数から控除した数を記載すること。
- 9 ⑪欄及び⑫欄の（ ）内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 9-2 ⑪(レ)欄には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者の数を記載すること。
 - ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること
 - ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 10 ⑩(ハ)及び(ニ)欄、⑪(リ)、(カ)及び(ク)欄並びに⑫欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 11 ⑬欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 12 ⑭欄には、⑩(ニ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑫欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること。）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。

なお、法定雇用率は一般の企業にあつては100分の2.3、特殊法人（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2に掲げるものに限る。）にあつては100分の2.6であること。
- 13 D欄の身体障害者数には、種別ごとに実人数を記載すること。
- 14 E欄の障害者雇用推進者とは、法第78条第2項の規定に基づいて選任される者をいうものであること。

障害者雇用状況報告書
(法第45条の認定を受けた事業主用、事業主別)

令和 年 6 月 1 日現在

Grid for reporting details

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定により、下記のとおりに報告します。 令和 年 月 日 公共職業安定所長 殿

Section A: 親事業主 (Parent Business Owner) details including name, address, and business type.

Section B: 会社名 (Company Name) details including name, address, and business type.

Table C: 雇用の状況 (Employment Status) with columns for business type and location, and rows for various employment metrics.

Table D: 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数 (Number of disabled workers by category according to the table in the Act on Advancing the Employment of Persons with Disabilities).

(記載上の留意事項は、裏面にあります。)

安定所 処理欄 (Stable Office Processing Column)

様式第6号の2(1) (裏面)

[注意]

- 1 この報告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の特例の認定を受けた事業主の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況（法第44条の特例における子会社（以下単に「特例子会社」という。）及び法第45条の特例における関係会社（以下単に「関係会社」という。）に雇用される労働者を含む。）について作成するものとし、この報告書により雇用状況を報告する労働者を現に雇用している事業主（以下単に「実際の雇用主」という。）ごとにそれぞれ別葉とすること。
- 2 ①欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の氏名を記載すること。
- 3 ③欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の住所を記載すること。
- 4 ④欄及び⑪欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば、「ボール盤製造」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 5 ⑤欄及び⑫欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等全ての事業所の合計数を記載すること。
- 6 B欄には、実際の雇用主について記載すること。なお、実際の雇用主が親事業主である場合には、この欄は記載不要であるため、斜線を引くこと。
- 7 ⑦欄には、実際の雇用主が、特例子会社である場合には「1」を、関係会社である場合には「2」を記載すること。
- 8 ⑩欄には、特例子会社に含まれる事業所である場合は「1」を、指定就労継続支援A型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。）の場合は「2」を、それ以外の事業所である場合は「3」を記載すること。
- 9 ⑬欄には、当該事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合においてのみ、当該主たる事業の内容を具体的に記載すること。
- 10 ⑭欄には⑬欄に記載した事業の種類に係る除外率を記載すること。
- 11 ⑯(イ)欄並びに⑳(ホ)、(ハ)、(ヌ)及び㉑欄には、短時間労働者を含めないこと。
- 12 ⑯(ニ)欄には、⑯(ハ)欄の数に⑭欄の除外率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を⑯(ハ)欄の数から控除した数を記載すること。
- 13 ㉒欄及び㉓欄の（ ）内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 13-2 ㉒(イ)欄には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者の数を記載すること。
 - ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること
 - ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 14 ⑯(ハ)及び(ニ)欄、㉒(リ)、(カ)及び(リ)欄並びに㉓欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 15 ㉔欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 16 ㉕欄には、⑯(ニ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、㉓欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること。）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
なお、法定雇用率は一般の企業にあつては100分の2.3であること。
- 17 D欄の身体障害者数には、種別ごとに実人数を記載すること。

障害者雇用状況報告書
(法第45条の認定を受けた事業主用、グループ全体)

令和 年 6月 1日現在

□□□□ - □□□□□□□□ - □□

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定により、
下記のとおり報告します。

令和 年 月 日 公共職業安定所長 殿

A	(ふりがな)	③ 主たる 事務所の 所在地	〒 - - - - -					
	① 法人名称							
	(ふりがな)							
	② 氏名又は 代表者氏名							
④ 法人番号		(TEL - - - - -)						

B	区 分	合 計	C 事業主ごとの内訳						
	⑤ 適用事業所番号	/	-	-	-	-	-	-	
	⑥ 親事業主・特例子会社・関係 会社の別								
	⑦ 名称及び代表者の氏名								
	⑧ 主たる事務所の所在地								
⑨ 常用雇用労働者の数									
	(イ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)	人	人	人	人	人	人	人	
	(ロ) 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	
	(ハ) 常用雇用労働者の数 【(イ)+(ロ)×0.5】	人	人	人	人	人	人	人	
	(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎 となる労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	
	⑩ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数								
	(ホ) 重度身体障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	
	(ヘ) 重度身体障害者以外の 身体障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	
	(ト) 重度身体障害者である 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	
	(チ) 重度身体障害者以外の身体障 害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	
	(リ) 身体障害者の数 【(ホ×2)+(ヘ)+ト+(チ×0.5)】	人	人	人	人	人	人	人	
	(ヌ) 重度知的障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	
	(ネ) 重度知的障害者以外の 知的障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	
	(ニ) 重度知的障害者である 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	
	(ノ) 重度知的障害者以外の知的障 害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	
	(ハ) 知的障害者の数 【(ヌ×2)+(ネ)+ニ+(ノ×0.5)】	人	人	人	人	人	人	人	
	(ヒ) 精神障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	
	(フ) 精神障害者である 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	
	(ル) (フ)のうち 裏面 7-2 に該当する者の数	人	人	人	人	人	人	人	
	(リ) 精神障害者の数 【(ヒ)+(フ)-(ル)×0.5+(ル)】	人	人	人	人	人	人	人	
	⑪ 計 【⑩の(リ)+⑨の(イ)】	人	人	人	人	人	人	人	
	⑫ 実雇用率 (⑪/⑨)×100	%							
	⑬ 身体障害者、知的障害者又は 精神障害者の不足数 【⑨の(ニ)×法定雇用率-⑪】	人							

D 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数								
視覚障害者(第1号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人	人
聴覚又は平衡機能障害者 (第2号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人	人
音声・言語・そしゃく機能障害者 (第3号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人	人
肢体不自由者(第4号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人	人
内部障害(第5号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人	人

E 障害者 雇用推進者	役職名	氏名	E 記入 担当者	所属部課名	氏名

(記載上の留意事項は、裏面にあります。)

安定所
処理欄

様式第6号の2(2) (裏面)

[注意]

- 1 この報告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の特例の認定を受けた事業主の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況（法第44条の特例における子会社（以下単に「特例子会社」という。）及び法第45条の特例における関係会社（以下単に「関係会社」という。）に雇用される労働者を含む。）について作成すること。
- 2 親事業主が個人である場合には、①欄及び⑦欄については当該親事業主の氏名を記載すること。
- 3 親事業主が個人である場合には、③欄及び⑧欄については当該親事業主の住所を記載すること。
- 4 ⑥欄については、指定就労継続支援A型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下「A型事業所」という。）を含まない親事業主の場合は「1」を、A型事業所を含む親事業主の場合は「2」を、特例子会社の場合は「3」を、A型事業所を含まない関係会社の場合は「4」を、A型事業所を含む関係会社の場合は「5」を記載すること。
この際、親事業主、特例子会社、A型事業所を含まない関係会社、A型事業所を含む関係会社の順に記載すること。
- 5 ⑨(イ)欄並びに⑩(ホ)、(ハ)、(ヌ)及び(ヨ)欄には、短時間労働者の数は含めないこと。
- 6 Cの⑨欄から⑪欄までについては、事業主ごとに、様式第6号の2(1)「障害者雇用状況報告書（法第45条の認定を受けた事業主用、事業所別）」のCの⑳欄から㉔欄までに記載した数字を記載すること。
- 7 ⑩欄及び⑪欄の（ ）内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 7-2 ⑩(ル)欄には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者の数を記載すること。
 - ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること
 - ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 8 ⑨(ハ)及び(ニ)欄、⑩(リ)、(カ)及び(リ)欄並びに⑪欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 9 ⑫欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 10 ⑬欄には、⑨(ニ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑪欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること。）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
なお、法定雇用率は一般の企業にあつては100分の2.3であること。
- 11 D欄の身体障害者数には、種別ごとに実人数を記載すること。

Grid for registration number and other identifiers.

障害者雇用状況報告書 (法第45条の2の認定を受けた事業主用、事業主別)

令和 年 6月 1日現在

Main reporting table with sections A (親事業主), B (関係子会社), C (雇用の状況), and E (障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数).

安定所 処理欄

様式第6号の3(1) (裏面)

[注意]

- 1 この報告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の2の特例の認定を受けた事業主の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況（法第45条の2の特例における関係子会社（以下単に「関係子会社」という。）に雇用される労働者を含む。）について作成するものとし、この報告書により雇用状況を報告する労働者を現に雇用している事業主（以下単に「実際の雇用主」という。）ごとにそれぞれ別葉とすること。
- 2 ①欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の氏名を記載すること。
- 3 ③欄には、親事業主が個人である場合には当該親事業主の住所を記載すること。
- 4 ④欄及び⑩欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば、「ボール盤製造」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 5 ⑤欄及び⑪欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等全ての事業所の合計数を記載すること。
- 6 B欄には、実際の雇用主について記載すること。なお、実際の雇用主が親事業主である場合には、この欄は記載不要であるため、斜線を引くこと。
- 7 ⑮欄には、指定就労継続支援A型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。）の場合は「1」を、それ以外の事業所である場合は「2」を記載すること。
- 8 ⑰欄には、当該事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合においてのみ、当該主たる事業の内容を具体的に記載すること。
- 9 ⑱欄には、⑰欄に記載した事業の種類に係る除外率を記載すること。
- 10 ⑲(イ)欄並びに⑳(ホ)、(ハ)、(ヌ)、(ル)及び(ロ)欄には、短時間労働者の数は含めないこと。
- 11 ⑲(ニ)欄には、⑲(ハ)欄の数に⑱欄の除外率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を⑲(ハ)欄の数から控除した数を記載すること。
- 12 ㉑欄及び㉒欄の（ ）内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 12-2 ㉑(レ)欄には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者の数を記載すること。
 - ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること
 - ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 13 ⑲(ハ)及び(ニ)欄、㉑(リ)、(カ)及び(リ)欄並びに㉒欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 14 ㉒欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 15 ㉓欄には、⑲(ニ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、㉒欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること。）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。

なお、法定雇用率は一般の企業にあつては100分の2.3であること。
- 16 E欄の身体障害者数には、種別ごとに実人数を記載すること。

障害者雇用状況報告書
(法第45条の2の認定を受けた事業主用、グループ全体)

令和 年 月 日現在

□□□□□□□□ □□□□□□□□ □□

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定により、
下記のとおり報告します。 令和 年 月 日 公共職業安定所長 殿

A 親 事 業 主	(ふりがな)	③ 主たる 事務所の 所在地	〒	—	—	
	① 法人名称					
	(ふりがな)					
	② 氏名又は 代表者氏名					
	④ 法人番号					
		(TEL	—	—)	

B 雇 用 の 状 況	区分	合計	C 事業主ごとの内訳					
	⑤ 適用事業所番号		—	—	—	—	—	—
	⑥ 親事業主・関係子会社の別							
	⑦ 名称及び代表者の氏名							
	⑧ 主たる事務所の所在地							

⑨ 常用雇用労働者の数								
(イ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)	人	人	人	人	人	人	人	人
(ロ) 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人
(ハ) 常用雇用労働者の数 【(イ)+(ロ)×0.5】	人	人	人	人	人	人	人	人
(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎 となる労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人

⑩ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数								
(a) 重度身体障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	人
(b) 重度身体障害者以外の 身体障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	人
(c) 重度身体障害者である 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人
(d) 重度身体障害者以外の身体障 害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人
(e) 身体障害者の数 【(b)×2+(c)+(d)×0.5】	人	人	人	人	人	人	人	人
(f) 重度知的障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	人
(g) 重度知的障害者以外の 知的障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	人
(h) 重度知的障害者である 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人
(i) 重度知的障害者以外の知的障 害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人
(j) 知的障害者の数 【(f)×2+(g)+(h)+(i)×0.5】	人	人	人	人	人	人	人	人
(k) 精神障害者の数	人	人	人	人	人	人	人	人
(l) 精神障害者である 短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人	人	人
(m) (l)のうち 裏面 7-2 に該当する者の数	人	人	人	人	人	人	人	人
(n) 精神障害者の数 【(k)+{(l-m)×0.5}+m】	人	人	人	人	人	人	人	人
⑪ 計 【(e)のり+(j)のり+(n)のり】	人	人	人	人	人	人	人	人
⑫ 実雇用率 (⑪/⑨)の×100	%							
⑬ 身体障害者、知的障害者又は 精神障害者の不足数 【(⑨)の×法定雇用率-⑪】	人							

D 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数								
視覚障害者(第1号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人	人
聴覚又は平衡機能障害者 (第2号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人	人
音声・言語・そしゃく機能障害者 (第3号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人	人
肢体不自由者(第4号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人	人
内部障害(第5号に該当する者)	人	人	人	人	人	人	人	人

E 障害者 雇用推進者	役職名	氏名	F 記入 担当者	所属部課名	氏名

(記載上の留意事項は、裏面にあります。)

安定所
処理欄

様式第6号の3(2) (裏面)

[注意]

- 1 この報告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の2の特例の認定を受けた事業主の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況（法第45条の2の特例における関係子会社（以下単に「関係子会社」という。）に雇用される労働者を含む。）について作成すること。
- 2 親事業主が個人である場合には、①欄及び⑦欄については当該親事業主の氏名を記載すること。
- 3 親事業主が個人である場合には、③欄及び⑧欄については当該親事業主の住所を記載すること。
- 4 ⑥欄については、指定就労継続支援A型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下「A型事業所」という。）を含まない親事業主の場合は「1」を、A型事業所を含む親事業主の場合は「2」を、A型事業所を含まない関係子会社の場合は「3」を、A型事業所を含む関係子会社の場合は「4」を記載すること。
この際、親事業主、A型事業所を含まない関係子会社、A型事業所を含む関係子会社の順に記載すること。
- 5 ⑨(イ)欄並びに⑩(ホ)、(ハ)、(ヌ)、(ル)及び(ヨ)欄には、短時間労働者を含めないこと。
- 6 Cの⑨欄から⑪欄までについては、事業主ごとに、様式第6号の3(1)「障害者雇用状況報告書（法第45条の2の認定を受けた事業主用、事業所別）」のCの⑬欄から⑮欄までに記載した数字を記載すること。
- 7 ⑩欄及び⑪欄の（ ）内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 7-2 ⑩(ル)欄には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者の数を記載すること。
 - ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること
 - ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 8 ⑨(ハ)及び(ニ)欄、⑩(リ)、(カ)及び(ソ)欄並びに⑪欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 9 ⑫欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 10 ⑬欄には、⑨(ニ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑪欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
なお、法定雇用率は一般の企業にあつては100分の2.3であること。
- 11 D欄の身体障害者数には、種別ごとに実人数を記載すること。

障害者雇用状況報告書
(法第45条の3の認定を受けた事業協同組合等用、事業主別)

令和 年 月 日現在

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第8条の規定により、下記のとおり報告します。

令和 年 月 日 公共職業安定所長 殿

A 事業協同組合等	(ふりがな) ① 法人名称	③ 主たる事務所の所在地	〒	—	④ 事業の種類	産業分類	⑤ 事業所の数	
	(ふりがな) ② 氏名又は代表者氏名		(TEL	—)
	⑥ 法人番号							
B 特定事業主	(ふりがな) ⑦ 法人名称	⑨ 主たる事務所の所在地	〒	—	⑩ 事業の種類	産業分類	⑪ 事業所の数	
	(ふりがな) ⑧ 氏名又は代表者氏名		(TEL	—)
	⑫ 法人番号							
C 雇用の状況	区分	合計	D 事業所別の内訳					
	⑬ 適用事業所番号	/	—	—	—	—	—	—
	⑭ 事業所の名称							
	⑮ 事業所の区分 1 指定就労継続支援A型事業所 2 上記1以外							
	⑯ 事業所の所在地							
	⑰ 事業の内容							
	⑱ 除外率			%	%	%	%	%
	⑲ 常用雇用労働者の数							
	(イ) 常用雇用労働者の数 (短時間労働者を除く)		人	人	人	人	人	人
	(ロ) 短時間労働者の数		人	人	人	人	人	人
	(ハ) 常用雇用労働者の数 [イ+(ロ×0.5)]		人	人	人	人	人	人
	(ニ) 法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数		人	人	人	人	人	人
	⑳ 常用雇用身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数							
	(ホ) 重度身体障害者の数		人	人	人	人	人	人
	(ヘ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数		人	人	人	人	人	人
	(ト) 重度身体障害者である短時間労働者の数		人	人	人	人	人	人
	(チ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数		人	人	人	人	人	人
	(リ) 身体障害者の数 [(ホ×2)+(ヘ+ト)+(チ×0.5)]		人	人	人	人	人	人
	(ス) 重度知的障害者の数		人	人	人	人	人	人
(セ) 重度知的障害者以外の知的障害者の数	人		人	人	人	人	人	
(シ) 重度知的障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人		
(ソ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人		
(ハ) 知的障害者の数 [(ス×2)+(セ+シ)+(ソ×0.5)]	人	人	人	人	人	人		
(ニ) 精神障害者の数	人	人	人	人	人	人		
(ヒ) 精神障害者である短時間労働者の数	人	人	人	人	人	人		
(ヘ) (ヒ)のうち裏面10-2に該当する者の数	人	人	人	人	人	人		
(ロ) 精神障害者の数 [(ニ+{(ヒ-ヘ)×0.5})+ヒ]	人	人	人	人	人	人		
㉑ 計 [(ロ)+(リ)+(ハ)+(ニ)]	人	人	人	人	人	人		
㉒ 実雇用率 (㉑)/(㉒)×100		%						
㉓ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数 [(㉑)×法定雇用率]-㉒	人							
E 障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数								
視覚障害者(第1号に該当する者)	人	人	人	人	人	人		
聴覚又は平衡機能障害者(第2号に該当する者)	人	人	人	人	人	人		
音声・言語・そしゃく機能障害者(第3号に該当する者)	人	人	人	人	人	人		
肢体不自由者(第4号に該当する者)	人	人	人	人	人	人		
内部障害(第5号に該当する者)	人	人	人	人	人	人		

(記載上の留意事項は、裏面にあります。)

安定所
処理欄

様式第6号の4(1) (裏面)

[注意]

- 1 この報告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の3の特例の認定を受けた事業協同組合等の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況（法第45条の3の特例における特定事業主（以下単に「特定事業主」という。）に雇用される労働者を含む。）について作成するものとし、この報告書により雇用状況を報告する労働者を現に雇用している事業主（以下単に「実際の雇用主」という。）ごとにそれぞれ別葉とすること。
- 2 ④欄及び⑩欄には、当該事業協同組合等又は企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば、「ボール盤製造」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 3 ⑤欄及び⑪欄には、当該事業協同組合等又は企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等全ての事業所の合計数を記載すること。
- 4 B欄には、実際の雇用主について記載すること。なお、実際の雇用主が事業協同組合等である場合には、この欄は記載不要であるため、斜線を引くこと。
- 5 ⑮欄には、指定就労継続支援A型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。）の場合は「1」を、それ以外の事業所である場合は「2」を記載すること。
- 6 ⑰欄には、当該事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表第4の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合においてのみ、当該主たる事業の内容を具体的に記載すること。
- 7 ⑱欄には、⑰欄に記載した事業の種類に係る除外率を記載すること。
- 8 ⑲(イ)欄並びに⑳(ホ)、(ハ)、(ヌ)、(ル)及び㉑欄には、短時間労働者の数は含めないこと。
- 9 ⑲(ニ)欄には、⑲(ハ)欄の数に⑱欄の除外率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）を⑲(ハ)欄の数から控除した数を記載すること。
- 10 ⑳欄及び㉑欄の（ ）内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 10-2 ㉑(ル)欄には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者の数を記載すること。
 - ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること
 - ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 11 ⑲(ハ)及び(ニ)欄、㉑(リ)、(カ)及び(ク)欄並びに㉑欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 12 ㉒欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 13 ㉓欄には、⑲(ニ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、㉑欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること。）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
なお、法定雇用率は一般の企業にあっては100分の2.3であること。
- 14 E欄の身体障害者数には、種別ごとに実人数を記載すること。

様式第6号の4(2) (裏面)

[注意]

- 1 この報告書は、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第45条の3の特例の認定を受けた事業協同組合等の身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用状況（法第45条の3の特例における特定事業主（以下単に「特定事業主」という。）に雇用される労働者を含む。）について作成すること。
- 2 ⑥欄については、事業協同組合等の場合は「1」を、指定就労継続支援A型事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第186条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所をいう。以下「A型事業所」という。）を含まない特定事業主の場合は「2」を、A型事業所を含む特定事業主の場合は「3」を記載すること。
この際、事業協同組合等、A型事業所を含まない特定事業主、A型事業主を含む特定事業主の順に記載すること。
- 3 ⑨(イ)欄並びに⑩(ホ)、(ハ)、(ヌ)、(ル)及び(ヨ)欄には、短時間労働者を含めないこと。
- 4 Cの⑨欄から⑪欄までについては、事業主ごとに、様式第6号の4(1)「障害者雇用状況報告書（法第45条の3の認定を受けた事業協同組合等用、事業主別）」のCの⑲欄から⑳欄までに記載した数字を記載すること。
- 5 ⑩欄及び⑪欄の（ ）内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた者の数を記載すること。
- 5-2 ⑩(ロ)欄には、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者の数を記載すること。
 - ①通報年の3年前の年に属する6月2日以降に雇い入れられた者であること
 - ②通報年の3年前の年に属する6月2日より前に雇い入れられた者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 6 ⑨(ハ)及び(ニ)欄、⑩(リ)、(カ)及び(ク)欄並びに⑪欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 7 ⑫欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 8 ⑬欄には、⑨(ニ)欄の数に法定雇用率を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）から、⑪欄の数を控除した数を記載すること（小数点以下第1位まで記載すること）。ただし、その数が0を下回る場合は、0を記載すること。
なお、法定雇用率は一般の企業にあつては100分の2.3であること。
- 9 D欄の身体障害者数には、種別ごとに実人数を記載すること。